

通番 44 経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令の国から都道府県への権限移譲（山梨県）

- 電気工事業所管省として、次の情報を把握されていればご教示いただきたい。
 - (1) 国及び都道府県における電気工事業法第 27 条～第 29 条に基づく監督処分及び監督処分には至らなかったが行政指導を行った件数
 - 国については調査期間を限定（例えば過去 5 年）して件数調査を行う事は可能。
 - (2) 国及び都道府県の登録等を受けた電気工事業者による電気工事に起因する波及事故の件数
 - 電気関係報告規則第 3 条に基づき当省に報告されている自家用電気工作物で発生した波及事故のうち、電気工事業者による電気工事に起因すると推察される事故は、平成 27 年度 1 件（289 件中）、平成 28 年度 2 件（189 件中）である。
また一般用電気工作物（一般家庭や商店等小規模電気設備）における事故については、報告義務を定めていないため、当省では把握できない。
 - (3) 国及び都道府県における建設業法第 28 条に基づき電気工事に関して建設業者に対して行われた監督処分の件数
 - 当省では当該法令を所管していないため、監督処分の件数については把握していない。
- 監督処分に関し、工事規模が大きく、建設業法に基づき大臣から許可を受けた業者に対して都道府県知事の並行権限が認められている一方、工事規模が比較的小さく、電気工事業法に基づき大臣の登録等を受けた業者に対しては都道府県知事の並行権限が認められていない。工事規模の大小により、監督処分の権限に差異があることについてどのように考えられるか。特に、工事規模の小さな電気工事業者には、比較的経営規模や体力が低いものが多いと思われる。
 - 電気工事業法は工事規模に関係なく電気工事業を営む者全てに登録等を義務付けている。登録等を行う先は、一の都道府県内で電気工事業を営む場合は各都道府県、二以上の都道府県内で電気工事業を営む場合は経済産業大臣になっているところ。
建設業法については政令で定める「軽微な建設工事※」を除き、建設業を営む場合は許可を受けることが義務付けられており、その許可に当たっては、一の都道府県内で建設業を営む場合は各都道府県、二以上の都道府県内で建設業を営む場合は国土交通大臣が行うこととなっているところ。
建設業法においても、平成 5 年以前は、管轄を超えた危険物等防止命令は都道府県に並行権限として与えられていなかったが、平成 5 年のゼ

ネコン汚職事件を契機に、建設業の許可の取消の実行性を担保し、監督機能を強化する観点から措置されたものと承知している。

よって、両法とも管轄についての考え方に差異はなく、都道府県知事の権限も工事規模の大小によって左右されるものではない。建設業法においては、平成5年ゼネコン汚職事件の特殊事情があったことから、監督機能の強化が行われているが、電気工事業法では、現時点でそのような特殊事情は、認識しておらず、監督機能の強化は、過剰な規制になる可能性がある。

※「軽微な建設工事」

- ① 建築一式工事において 1500 万円に満たない工事
- ② " 延べ面積 150 ㎡に満たない木造住宅工事
- ③ 建築一式工事以外において 500 万円に満たない工事

- 都道府県知事が経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対して危険等防止命令を行った場合には、その旨を経済産業大臣へ報告することで、国による広域的かつ効果的な監督・指導に大いに資するのではないか。

→ 現在、都道府県と当省の地方組織である産業保安監督部は、日頃から連携しており、例えば都道府県から要請があれば、産業保安監督部が登録電気工事業者等に検査等を行うこととなっているため、国による広域的かつ効果的な監督・指導の体制は、一定程度構築されている。

今回の要望は、法目的である保安の確保に一層資するものと理解しているが、規制強化に繋がるものであるため、各都道府県の意向や立法の前提となる事実の有無について、地方分権改革推進室の協力も得つつ、各都道府県に対し調査を実施し、その結果も踏まえて、対応を検討してまいりたい。

- 全都道府県に対し、電気工事業法の運用実態及び危険等防止命令に係る並行権限付与の必要性について調査を実施し、必要な措置を検討されてはどうか。

→ 各都道府県に並行権限を付与することの是非については、各都道府県の意向及び立法の前提となる事実の有無について、地方分権改革推進室の協力も得つつ、各都道府県に対し調査を実施し、その結果を踏まえて、対応を検討してまいりたい。